

官報号外

平成八年三月二十七日

○ 第百三十六回 参議院会議録第八号

平成八年三月二十七日(水曜日)

午後零時五分開議

○議事日程 第二十号

平成八年三月二十七日

正午開議

第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 らい予防法の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件(衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、新議員の紹介

以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長鈴木自敏君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○鈴木自敏君 登壇、拍手) ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、酪農の健全な発達に資するため、牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設の造成等につきまして農林漁業金融公庫が特定の乳業者に対して行う長期低利の資金の融通に関する臨時措置をさらに五年間延長するとともに、その資金の償還期限を十八年以内から二十年以内に延長しようとするものでござります。

委員会におきましては、別に質疑もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、人事官に弥富啓之助君を任命するとのについて、本院の同意を求めてまいりました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

役割、現行法に基づく研究開発等事業計画の申請並びに実施状況、ベンチャーア財團の適切な業務運営の方等の諸問題について質疑が行われました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

日程第四 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)
以上二案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。建設委員長永田良雄君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○永田良雄君 恒例として本号末尾に掲載

案は、一定の新築住宅に係る住宅金融公庫の貸付けについて、住宅の規模に応じて異なる利率を適用することを改め、住宅の構造等に応じて異なる利率を適用することとともに、特別割増貸付制度を延長する等の改正を行おうとするものであります。

次に、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案は、大都市地域における良質な住宅地の円滑な供給を図るため、良好な居住環境の確保等の観点から、宅地開発事業計画に係る認定の基準を見直すとともに、認定の申請を行うことができる期限を延長し、あわせて主要な公共施設の一体的な整備を促進するための住宅・都市整備公團法の特例を創設する等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して議題とし、住宅金融公庫の金利体系見直しの効果、法改正による宅地供給の改善見込み等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して総力理事より、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法改正案に対し反対する旨の意見が述べられました。

討論終局の後、両法律案について順次採決の結果、住宅金融公庫法等改正案は全会一致をもつて、また、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法改正案は多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[今井澄君登壇、拍手]

○議長(今井澄君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(今井澄君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(今井澄君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(今井澄君) 通算議題と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(今井澄君) 通算議題と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(今井澄君) 日程第五 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

日程第六 らい予防法の廃止に関する法律案

以上二案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長今井澄君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

本案は、一定の新築住宅に係る住宅金融公庫の貸付けについて、住宅の規模に応じて異なる利率を適用することを改め、住宅の構造等に応じて異なる利率を適用することとともに、特別割増貸付制度を延長する等の改正を行おうとするものであります。

次に、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案は、大都市地域における良質な住宅地の円滑な供給を図るため、良好な居住環境の確保等の観点から、宅地開発事業計画に係る認定の基準を見直すとともに、認定の申請を行うことができる期限を延長し、あわせて主要な公共施設の一体的な整備を促進するための住宅・都市整備公團法の特例を創設する等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して議題とし、住宅金融公庫の金利体系見直しの効果、法改正による宅地供給の改善見込み等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して総力理事より、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法改正案に対し反対する旨の意見が述べられました。

討論終局の後、両法律案について順次採決の結果、住宅金融公庫法等改正案は全会一致をもつて、また、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法改正案は多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○今井澄君登壇、拍手

[今井澄君登壇、拍手]

○今井澄君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続ぎ特別給付金を支給しようとするものであります。

次に、らい予防法の廃止に関する法律案は、ハンセン病に関する医学的知見及び治療方法の確立等を踏まえ、らい予防法を廃止するとともに、国立ハンセン病療養所に入所している者に対する医療及び福祉の措置等を引き続き講じようとするものであります。

また、平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案は、国民年金制度等の円滑な運営を図るために、平成八年度の特例として物価の変動に応じた年金額等の減額改定措置を講じないこととするものであります。

委員会におきましては、二案を一括して審査し、援護法における国籍条項の見直し、らい予防法の廃止がおくられた理由、ハンセン病治療体制の確保、年金額等の物価スライドのあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終り、順次採決の結果、三案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、らい予防法の廃止に関する法律案に対

官報(号外)

し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、三案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第八 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長及川一夫君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○及川一夫君 登壇、拍手

第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成八年度收支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めるものであります。

その概要是、まず一般勘定事業収支におきまして、収入五千八百一十八億円、支出五千八百七十億円となっており、この事業収支の不足額四十

八億円及び債務償還に必要な資金八十八億円については、前年度までの繰越金四百六十四億円をもって補てんすることとしております。

また、事業計画の主なものは、緊急報道体制の充実及び非常災害対策の強化、受信契約の増加と受信料の確実な収納の確保、効率的な業務運営の推進、映像を含む国際放送の拡充、放送番組・放送技術の向上に寄与する調査研究などとしております。

なお、本件について、おおむね適切なものと認められる旨の郵政大臣の意見が付されております。委員会におきましては、事業収支を赤字とした理由、国際放送及び地域放送の充実、受信料制度の理解促進、災害報道体制の強化等、協会運営に関する諸問題のほか、放送に携わる者の倫理の重要性について多くの質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、全会一致をもって六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本件を承認するとことに賛成の諸君の起立を求めるます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三三分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長
荒木 清貴君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
小川 滉也君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
中尾 則幸君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
市川 一朗君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
高野 博郎君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
田 英夫君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
長谷川道郎君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
和田 洋子君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
平田 健一君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
田浦 直君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
大森 礼子君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
戸田 邦司君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
今泉 昭君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
加藤 修一君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
石田 美栄君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
泉 信也君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
北澤 俊美君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
牛嶋 正君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
浜田敏子君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
寺崎 昭久君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
林 勝木君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
田村 秀昭君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
寺澤 芳男君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

議員	議長	副議長
及川 審子君	斎藤 十朗君	松尾 宣平君

片上 公人君
石井 一二君
水野 誠一君
三浦 一水君
奥村 展三君
松村 龍一君
鈴木 正孝君
常田 享詳君
金田 勝年君
林 久美子君
海野 義孝君
岩井 國臣君
塙崎 勝久君
横尾 和伸君
直嶋 正行君
陣内 孝雄君
石渡 清元君
風間 起君
木暮 山人君
永田 良雄君
志村 哲良君
吉田 之久君
永野 茂門君
世耕 政隆君
坪井 一宇君
鈴木 栄治君
松谷蒼一郎君
林 長峯君
笠原 潤一君
岡 利定君

平井 卓志君
未広真樹子君
大野つや子君
山本 一太君
堂本 晓子君
保坂 三蔵君
山本 保君
景山俊太郎君
釜本 邦茂君
友部 達夫君
海老原義彦君
阿部 正俊君
山崎 順子君
平野 貞夫君
二木 秀夫君
鴻池 祥鑑君
猪熊 重二君
猪熊 重二君
長谷川 清君
宮崎 秀樹君
鈴木 貞敏君
大久保直彦君
鶴岡 洋君
鈴木 省吾君
林田悠紀夫君
佐藤 泰三君
野間 起君
平田 耕一君
駒 浩君
中原 審君
太田 豊秋君
上野 公成君
薄手 顯正君

平成八年三月二十七日 参議院会議録第八号 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件

吉村剛太郎君	河本 三郎君
尾辻 秀久君	鹿熊 安正君
西田 吉宏君	眞島 一男君
清水 達雄君	佐藤 静雄君
狩野 安君	文夫君
久世 公堯君	和彦君
松浦 老治君	弘君
野村 五勇君	太三君
関根 則之君	道子君
吉川 芳勇君	裕君
下稻葉耕吉君	竹山 裕君
中曾根弘文君	大淵 緑子君
森山 真弓君	小野 清子君
井上 裕君	井上 勝君
松浦 功君	青木 靖久君
遠藤 敬三君	大島 守君
依田 智治君	前田 哲男君
佐々木 満君	正和君
大木 浩君	幹雄君
武見 敬三君	有信君
齋藤 効君	正和君
北岡 秀二君	有信君
鈴木 政二君	有信君
前川 忠夫君	吉川 守君
服部三男雄君	吉川 守君
南野知恵子君	吉川 守君
加藤 紀文君	吉川 守君
大脇 雅子君	吉川 守君
鎌田 要人君	吉川 守君
清水嘉与子君	吉川 守君

成瀬 守重君	片山虎之助君	今井 澄君	河本 英典君	河本 哲朗君	齋藤 博昭君	中島 孝雄君	中島 真人君	北岡 秀二君	北岡 秀二君	鈴木 政二君	高木 正明君	大河原太一郎君	倉田 寛之君	大島 慶久君
橋本 桥前	川橋 角田	渡辺 緒方	筆坂 千葉	本岡 菅野	笠井 笠野	小島 蒼野	山口 小島	岩永 岩崎	山崎 岩崎	井上 吉夫君	井上 正昭君	坂野 坂野	上杉 真鍋	岡野 大島
牧君 敦君	達郎君	義一君	靖夫君	秀代君	壽君	慶三君	芳生君	浩美君	正昭君	昭子君	賢二君	弘君	裕君	木宮 安正君
青木 薪次君	吉岡 有効君	正治君	三重野栄子君	吉川 吉典君	上山 和人君	西山登紀子君	吉川 春子君	及川 一井	一井 淳治君	須藤美也子君	佐藤 道夫君	山田 俊昭君	矢田部 理君	河本 三郎君
農林水産委員	厚生委員	文教委員	下稻葉耕吉君	鈴木 省吾君	中原 爽君	伊藤 基隆君	江本 孟紀君	江本 基隆君	谷本 魏君	谷本 幸代君	谷本 幸代君	江本 孟紀君	高木 正明君	大島 慶久君

農林水産委員	厚生委員	文教委員	下稻葉耕吉君	鈴木 省吾君	中原 爽君	伊藤 基隆君	江本 孟紀君	江本 基隆君	谷本 魏君	谷本 幸代君	谷本 幸代君	江本 孟紀君	高木 正明君	大島 慶久君
三浦 一水君	松村 龍二君	中島 真人君	石田 美栄君	中原 爽君	小林 真人君	元君	中原 爽君	中原 爽君	鈴木 政二君	大島 慶久君				
中原 爽君	下稻葉耕吉君	辞任	補欠	世耕 政隆君	中島 真人君	元君								
中原 爽君	下稻葉耕吉君	辞任	補欠	世耕 政隆君	中島 真人君	元君								
中原 爽君	下稻葉耕吉君	辞任	補欠	世耕 政隆君	中島 真人君	元君								

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案
する法律の一部を改正する法律案	する法律の一部を改正する法律案

官報(号外)

証人等の被害についての給付に関する法律の一
部を改正する法律案
一昨二十五日議長において、次のとおり常任委員
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 岩井 國臣君 换欠 鈴木 省吾君

下稻葉耕吉君

三浦 一水君 中原 寅君

文教委員

中島 真人君 小林 元君 石田 美栄君

中島 真人君

世耕 政隆君

中島 真人君

世耕 政隆君

中島 真人君

農林水産委員

中原 寅君

下稻葉耕吉君

北岡 秀二君

小林 元君

北岡 秀二君

中島 真人君

鈴木 政二君

鈴木 政二君

北岡 秀二君

石田 美栄君

北岡 秀二君

小林 元君

岩井 國臣君

鈴木 省吾君

建設委員

北岡 秀二君

小林 元君

岩井 國臣君

予算委員 辞任 中原 寅君 换欠 武見 敬二君

議院運営委員

辯任 三郎君

武見 敬三君

中原 寅君

鈴木 政二君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

中小企業対策特別委員

辯任 世耕 政隆君

中島 真人君

石田 美栄君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

中原 寅君

下稻葉耕吉君

北岡 秀二君

小林 元君

北岡 秀二君

中島 真人君

鈴木 政二君

北岡 秀二君

石田 美栄君

北岡 秀二君

小林 元君

岩井 國臣君

外務省経済局長 野上 義一君
上義一君(同日議長承認)を、百三十六回国会政
府委員に任命した旨の通知書を受領した。

岐阜県選出(二月二十六日当選)

大野つや子君(故大野明君の補欠)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辯任 辰浩君

中原 寅君

鈴木 政二君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辯任 畑 潤君

福本 潤二君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

運輸委員

辯任 稲原 君子君

山口 哲夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

建設委員

辯任 福本 潤一君

畠 留 恵君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

地政委員

辯任 角田 義一君

齊藤 効君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

内閣委員会に付託

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

内閣総理大臣から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

風給法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二号)

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)

地方行政委員会に付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

法務委員会に付託

平成八年分所得税の特別減税のための臨時措置

法案(閣法第六号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第十四号)

大蔵委員会に付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す

る法律案(閣法第二三号)

らしい予防法の廃止に関する法律案(閣法第二六号)

等の改定の特例に関する法律案(閣法第二七号)

平成八年度における国民年金法による年金の額

の承認した。

厚生委員会に付託

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次

者を、百三十六回国会政府委員に任命すること

を承認した。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(閣法第八号)	運輸委員会に付託	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)
放送法第三十七條第一項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)	通信委員会に付託	(閣法第九号)
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第一一号)	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。
中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)	建設委員会に付託	(閣法第九二号)
中小企業対策特別委員会に付託	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十一月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣案第二号)	平成八年度一般会計暫定予算(閣予第六号)	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。
領海法の一部を改正する法律案(閣法第八五号)	平成八年度政府関係機関暫定予算(閣予第七号)	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。
排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案(閣法第八六号)	恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。
海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第八七号)	内閣委員会に付託	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案(閣法第八八号)	地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第一三号)	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。
水産資源保護法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第三三号)	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一	地方行政委員会に付託	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
(閣法第八九号)	法務委員会に付託	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)	平成八年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(閣法第六号)	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
関税率等の一部を改正する法律案(閣法第三四号)	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
大蔵委員会に付託	公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一四号)	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す	記 (四月一日任期満了による再任)	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
	訴訟代理人等の被害についての給付に関する法律の一	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
	部を改正する法律案	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
	法律	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

官報 (号外)

証人等の被害についての給付に関する法律の一
部を改正する法律
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律
同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二十三項中「平成八年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。
附則二十四項中「十八年以内」を「二十年以内」に改める。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

第一回 第二章 創造的事業活動の促進
第八条中「(昭和二十五年法律第二百六十四号)」及び「(同法第三条の七第一項に規定する債務の保証であつて、研究開発等事業資金に係るもの)」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
中小企業信用保証法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、研究開発等事業開拓保証(同項に規定する債務の保証であつて、研究開発等事業資金に係るもの)をいふ。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第六条に規定する研究開発等事業資金(以下「研究開発等事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証)に係る保険関係については、「二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(研究開発等事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「四億円」と、「八億円」)」である。」
同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(研究開発等事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」とする。第八条の次に次の三条を加える。
(機械類信用保証法の特例)

農林水産委員長 鈴木 貞敏
参議院議長 斎藤 十朗殿
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、酪農の健全な発達に資するため、牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等について農林漁業金融公庫が特定の乳業者に対して行う長期低利の資金の融通に関する臨時措置更に五年間延長することとに、その資金の償還期限を十八年以内から二十年以内に延長しとするものであつて、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

農林水産委員長 鈴木 貞敏
参議院議長 斎藤 十朗殿
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、酪農の健全な発達に資するため、牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等について農林漁業金融公庫が特定の乳業者に対して行う長期低利の資金の融通に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。
目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 創造的事業活動の促進(第三条—第十
四条)
第三章 指定支援機関による直接金融支援業務
等(第十四条の二—第十四条の十二)
第四章 雜則(第十五条・第十六条)
第五章 罰則(第十七条)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

第一章 総則
第二章 創造的事業活動の促進

本法施行に要する経費として、平成八年度一般会計予算に、機械類信用特例保険補給金四千五十五万四千円が計上されている。

号外 報官

の業務として、事業年度」とに、認定研究開発等事業計画に従つて購入する機械類及びプログラム使用権(同法第二条第一項に規定するプログラム使用権をいう。以下この項において同じ。)を取得するプログラム(同法第二条第六項にいう「プログラムをいう。以下同じ。」以下この項において「認定割賦等機械類」という。)に関し、認定割賦等機械類のうちプログラム以外のものの製造業者若しくは販売業者又は認定割賦等機械類であるプログラムの作成の事業を行う者若しくはプログラム使用権の提供の事業を行う者を相手方として、認定割賦等機械類につき包括して機械類信用保険の保険契約を締結することができる。

2 機械類信用保険法第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第八条第一項、第九条第一項並びに第十条第一項の規定は、前項の機械類信用保険について準用する。この場合において、同法第四条第一項及び第五条第一項中「百分の五十」とあるのは、「百分の七十」と読み替えるものとする。

第八条の三 公庫は、機械類信用保険法第十二条の機械類信用保険の業務として、事業年度」とに、認定研究開発等事業計画に従つて使用する機械類及びプログラム(以下この項において「認定リース機械類」という。)をリース契約(同法第二条第三項に規定するリース契約をいう。)により使用させる事業を行う者を相手方として、認定リース機械類につき包括して機械類信用保険の保険契約を締結することができる。

2 機械類信用保険法第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第八条第一項、第九条第一項並びに第十条第一項の規定は、前項の機械類信用保険について準用する。この場合において、同法第四条第一項及び第五条第一項中「百分の五十」とあるのは、「百分の七十」とあるものとする。

第八条の三 公庫は、機械類信用保険法第十二条の機械類信用保険の業務として、事業年度」とに、認定研究開発等事業計画に従つて使用する機械類及びプログラム(以下この項において「認定リース機械類」という。)をリース契約(同法第二条第三項に規定するリース契約をいう。)により使用させる事業を行う者を相手方として、認定リース機械類につき包括して機械類信用保険の保険契約を締結することができる。

第七十条の四 第八条の二第一項及び前条第一項の規定により機械類信用保険の事業が行われる場合には、機械類信用保険法第六条及び第七条中「第二条第一項及び第三条の二第一項」とあるのは、「第三条第一項及び第三条の二第一項並びに中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第八条の二第一項及び第八条の三第一項」とする。

第十四条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 指定支援機関による直接金融支援 業務等

(指定)

第十四条の二 通商産業大臣は、中小企業の技術に関する研究開発等に必要な資金の株式又は社債による調達を円滑にするための措置を講ずることにより中小企業の創造的事業活動の促進に資することを目的として設立された民法第三十一条の法人であって、次条第一項に規定する業務を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、創造的事業活動を支援する者(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

(業務)

第十四条の三 指定支援機関は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 生産、販売若しくは役務の提供の技術に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果

一項、第九条第一項並びに第十条第一項の規定は、前項の機械類信用保険について準用する。

この場合において、同法第四条第一項及び第五条第二項中「百分の五十」とあるのは、「百分の七十」と読み替えるものとする。

第八条の四 第八条の二第一項及び前条第一項の規定により機械類信用保険の事業が行われる場合には、機械類信用保険法第六条及び第七条中「第二条第一項及び第三条の二第一項」とあるのは、「第三条第一項及び第三条の二第一項並びに中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第八条の二第一項及び第八条の三第一項」とする。

の利用のために必要な需要の開拓を行つために必要とする資金の調達を図るために中小企業者が発行する社債であつて、通商産業省令で定めるもの(以下「社債」という。)に係る債務を保証すること。

(報告及び検査)

二 前号の資金の調達を図るために中小企業者が発行する株式、中小企業者又は事業を営んでいない個人が株式会社を設立する際に発行する株式を含む)又は中小企業者が発行する社債を受けに必要な資金を低利で融通すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(区分経理)

第十四条の六 指定支援機関は、直接金融支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(報告及び検査)

第十四条の七 通商産業大臣は、直接金融支援業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定支援機関に対し、直接金融支援業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定支援機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第十四条の八 通商産業大臣は、この章の規定を施行するためには必要な限度において、指定支援機関に対し、直接金融支援業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第十四条の九 通商産業大臣は、指定支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十四条の二の規定による指定を取り消すことができる。

一 直接金融支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

二 指定支援機関は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、直接金融支援業務に關し事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

二 指定支援機関は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、直接金融支援業務に關し事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

二 指定支援機関は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、直接金融支援業務に關し事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

官報(号外)

(資金の確保)

第十四条の十 国及び地方公共団体は、指定支援機関による直接金融支援業務の実施に必要な資金の確保に努めるものとする。
 (研究開発等促進保険)

第十四条の十一 公庫は、中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十二号)第十八条第一項の規定にかかわらず、事業年度の半期ごとに、指定支援機関を相手方として、当該指定支援機関が、中小企業者が第十四条の三第一項第一号の資金の調達を図るために発行する社債に係る債務の保証をする」とにより、中小企業者一人についての保険額の合計額が七千五百万円を超えることができる保険(以下「研究開発等促進保険」という。)について、社債に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下この条において同じ。)の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該指定支援機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。
 3 第一項の保険関係においては、社債に係る債務の額のうち保証をした額を保険額とし、中小企業者に代わってする社債に係る債務の弁済を保険事故とする。

4 中小企業信用保険法第四条から第十一条までの規定は、研究開発等促進保険の保険関係に準用する。この場合において、同法第五条中、「信用保証協会」とあるのは、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第十四条の規定」、「指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)の指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)と、「弁済(手形の割引の場合は支払、給付の場

合は払込み。以下同じ。)」とあるのは「弁済」と、「借入金(手形の割引の場合は手形債務、給付の場合は掛金。以下同じ。)」とあるのは「社債」

に係る債務(利息に係るもの)を除く。以下同じ。)」と、「信用保証協会がその」とあるのは「指定支援機関がその」と、「(信用保証協会)とあるのは「社債に係る債務の」と、「総弁済額(給付の場合は「社債に係る債務の」と、「総弁済額(給付の場合は「社債に係る債務の」と、「総弁済額。以下同じ。)」とあるのは「総弁済額」と、「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十)」とあるのは「百分の五十」と、

同法第六条及び第七条中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と、同法第八条中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と、「借入金」とあるのは「社債に係る債務」と、同法第九条から第十一条までの規定中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

第十六条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第十七条第一項中「第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした」を「次の各号の一に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十四条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

1 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

2 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

3 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

4 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

5 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

6 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

7 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

8 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

9 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

10 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

11 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

12 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

13 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

14 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

15 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

16 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

17 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

18 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

19 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

20 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

21 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

22 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

23 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

24 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

25 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

26 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

27 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

28 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

29 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

30 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

31 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

32 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

33 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

34 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

35 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

36 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

37 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

38 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

39 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

40 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

41 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

42 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

43 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

44 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

45 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

46 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

47 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

48 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

49 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

50 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

51 本法施行に要する経費は、平成八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一千兆六千三百三十二億円の中に計上されている。

あつては、当該共用部分の改良に必要な資金のうち、当該特定建築物に占める住宅部分の割合に対応するものに限る。」を加える。

第二十条第四項中「費用」の下に「(特定建築物の共用部分の改良に要する費用にあつては、当

該共用部分の改良に要する費用のうち、当該特定建築物に占める住宅部分の割合に対応するものに限る。」を加える。

第二十一条第一項の表一の項利率の欄を次のよう改める。

貸付けの日から起算して十年を経過する日までの期間(以下「当初期間」という。)につき、年五・五パーセント(第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規

模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パーセント)以内で公庫の定める率

当初期間後の期間につき、年七・五パーセント(第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社その他政令で定める者(以下この表において「地方住宅供給公社等」という。)に対する貸付金にあつては、年五・五パーセント)以内で公庫の定める率

年六・五パーセント以内で公庫の定める率

第二十一条第一項の表二の項利率の欄及び二の項利率の欄中「政令で」を「公庫の」に改め、同表四の項利率の欄を次のように改める。

年五・五パーセント以内で公庫の定める率

第二十一条第一項の表五の項利率の欄中「政令で」を「公庫の」に改め、同表六の項利率の欄を次のように改める。

年五・五パーセント以内で公庫の定める率

がに改める。

第二十二条の四の見出しを「(貸付手数料等)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 公庫は、政令で定めるところにより、元利金の支払方法の変更を行う者から、その変更に際して必要な事務に要する費用の額を超えない範囲内において政令で定める額の支払方

法変更手数料を徴収することができる。

第二十三条第一項第一号ハ及び第二号ト中「貸付手数料」の下に「及び支払方法変更手数料」を加える。

第二十四条第一項中「抵当権」を「貸付金の利

率、抵当権」に改める。

附則第八項及び第九項中「平成八年三月三十日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則第十項中「政令で」を「公庫が」に改める。

附則第十一項中「政令で」を「公庫が」に改める。

第二条 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項の表一の項中「政令で定める規模の住宅に係る」を「住宅の構造その他の主務省令で定める事項について主務省令で定める基準に適合する住宅に係る貸付金以外の」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第二十二条の三第四項及び附則第十項中「第二十一条第七項」を「第二十一条第六項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第五条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第二十一条第七項」を「第二十一条第六項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第八条第一項の表一の項利率の欄を次のように改める。

（産業労働者住宅資金融通法の一部改正）

第三条 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「、利率」を削り、「政令で

を「政令で定め、その利率については公庫が」に改め、同条第二項中「政令で」を「公庫が」に改める。

第四条 産業労働者住宅資金融通法の一部を次のように改正する。

第五条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表一の項利率の欄を次のように改める。

第二十一条第一項の表八の項利率の欄中「政令で」を「公庫の」に改め、同条第六項中「利率」を削り、「政令で」を「政令で定め、その利率については公庫が」に改め、同条第七項中「政令で」を「公庫が」に改める。

第二十二条の三第三項中「、政令で」を「、公庫が」に改め、同条第四項中「政令で」を「公庫

当初期間につき、年五・五パーセント(公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パーセント)以内で公庫の定める率

当初期間後の期間につき、年七・五パーセント(公庫法第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金にあつては、年五・五パーセント)以内で公庫の定める率

第八条第一項の表一の項利率の欄及び二の項利率の欄中「政令で」を「公庫の」に改め、同条第十一項中「政令で」を「公庫が」に改める。

官報(号外)

第八条の一第一項の表中

年五・五パー セント以内で政令で定める率	年五・五パー セント以内で政令で定める率
----------------------	----------------------

改める。

第九条第二項中「利率」を削り、「政令で」を「政令で定め、その利率については公庫が」に改め、同条第四項中「政令で」を「公庫が」に改める。

附則第四項中「平成八年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則第六項中「政令で」を「公庫が」に改める。

第六条 北海道防寒住宅建設等促進法の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表一の項利率の欄中「政令で

定める規模の住宅に係る」を「住宅の構造その他

の主務省令で定める事項について主務省令で定

める基準に適合する住宅に係る貸付金以外の」

に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中

「第二十一条第七項」を「第二十一条第六項」に改め、同項を同条第十項とする。

附則第六項中「第二十一条第七項」を「第二十

一条第六項」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一一部改正)

第七条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭

年五・五パー セント以内で政令で定める率	年五・五パー セント以内で公庫の定める率
----------------------	----------------------

を「公庫の定める率」に

和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「配慮して、政令で」を「配慮し、建設大臣が大蔵大臣と協議して」に改める。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部改正)

第八条 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「政令で」を「建設大臣

が大蔵大臣と協議して」に改める。

第十四条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第十五条中「三万円」を「十万円」に改める。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)

第十七条 第二条の規定による改正後の住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正に伴う経過措置

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第十二条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百一十三号)の一部を次のように改める。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)

第十三条 第二条の規定による改正後の住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正に伴う経過措置

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 第二条の規定による改正後の住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の規定及び第六条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法の規定は、住宅金融公庫が平成八年十月一日以後に受理した申込みに係る資金の貸付け(住宅金融公庫法第十七条第一項第四号に掲げる者が建設する住宅で、同日前に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第

庫」を「公庫」に改める。

附則第一条第二項中「住宅金融公庫」を「公庫」

（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第十二条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を次のように改正する。

第六条中「第六項」を「第五項」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第十二条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財

別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

年五・五パー セント以内で政令で定める率	年五・五パー セント以内で公庫の定める率
----------------------	----------------------

を「公庫の定める率」に

第七十七条第五項の表中

年五・五パー セント以内で政令で定める率	年五・五パー セント以内で公庫の定める率
----------------------	----------------------

改める。

及び次項の規定は、平成八年十月一日から施行する。

(住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条の規定による改正後の住宅金融公庫法の規定及び第六条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法の規定は、住宅金融公庫が平成八年十月一日以後に受理した申込みに係る資金の貸付け(住宅金融公庫法第十七条第一項第四号に掲げる者が建設する住宅で、同日前に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第一条、第四条、第六条、第十条

内に掲げる者が建設する住宅で、同日前に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第

六条第一項の規定による確認の申請を行つたもの又は同日前に当該住宅の建設について住宅金融公庫の承認を受けたもの(これらの住宅のうち、人の居住の用に供したことのないものに限る。)を購入する者(以下この項において「建築確認申請住宅等購入者」という。)に係る資金の貸付けを除く。)から適用し、住宅金融公庫が同日前に受理した申込みに係る資金の貸付け(建築確認申請住宅等購入者に係る資金の貸付けにあつては、同日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けを含む。)については、なお従前の例による。

第五条第三項中「貸付手数料」の下に「及び支払方法変更手数料」を加える。

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

具体的に実施しようとするものは、共同して、一の宅地開発事業計画に係るものとし、前項の認定を受けることができる。

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年三月二十六日
審査報告書

建設委員長 永田 良雄

参議院議長 斎藤 十郎殿

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十郎殿

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

要領書

建設委員長 永田 良雄
参議院議長 斎藤 十郎殿

3 この法律の施行前に結ばれた第八条の規定による改正前の農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の規定による利子補給契約並びに当該利子補給契約に係る賃貸住宅の賃貸、譲渡及び使用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

5 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

一、費用

既定経費の範囲内でまかなうこととしている等の改正を行おうとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

二、費用

2 以上の宅地開発事業者であつて、事業区域内が隣接し、又は近接する二以上の宅地開発事業に係る公共施設(主として事業区域内の一部の区域の居住者等の利用にのみ供されるものを除く。以下「主要な公共施設」という。)の整備を一

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年三月二十六日
平成八年三月二十六日

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 前項の宅地開発事業計画にあつては、主要な公共施設の概要

八 高齢者、身体障害者等の公共施設の円滑な利用の確保

五 宅地の造成及び公共施設の整備に関する計画内容が次に掲げる事項を勘査して適切に定められているものであること。

イ 公共施設の適正な配置

ロ 良好な住宅市街地の景観の形成のための樹木等の保全又は植栽

二 その他良好な居住環境の確保のために必要な事項

第四条第一項第九号中「造成宅地」を「造成宅地の処分価額が近傍同種の宅地の価額と均衡を失しないよう定められるものである」とその他造成宅地に改め、同項第十号中「住宅・都市整備公団」の下に「(第二十一条において「公団」という。)を加え、同条第三項中「第一項の」を「第一項及び第

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年三月二十六日

厚生委員長 今井 遼

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対して引き続き特別給付金を支給しようとするものであり、妥当な措置と認める。

費用

本法施行に要する経費(障害年金、遺族年金等の額を引き上げるための経費)として、平成八年度一般会計予算(厚生省所管)に約六億円が計上されている。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
第一項症	第一項症の年金額に三、八八八、五〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	五、五五五、〇〇〇円

官 報 (号外)

第二項症

四、六二九、〇〇〇円

三、八一二、〇〇〇円

三、〇一六、〇〇〇円

第三項症

二、四四一、〇〇〇円

第四項症

一、九七三、〇〇〇円

第五項症

一、七九八、〇〇〇円

第六項症

一、六三六、〇〇〇円

第一款症

一、三一三、〇〇〇円

第二款症

一、〇五六、〇〇〇円

第三款症

九三三、〇〇〇円

第四款症

一、〇一〇、〇〇〇円

第五款症

五、九一〇、〇〇〇円

第一款症

四、九〇一、〇〇〇円

第二款症

四、二〇五、〇〇〇円

第三款症

三、四五五、〇〇〇円

第四款症

二、七七一、〇〇〇円

障害の程度	金 額
第一款症	五、九一〇、〇〇〇円
第二款症	四、九〇一、〇〇〇円
第三款症	四、二〇五、〇〇〇円
第四款症	三、四五五、〇〇〇円
第五款症	二、七七一、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
第一項症	第一項症の年金額に二、九六四、五〇〇円以内の額を加えた額
第二項症	四、二三五、〇〇〇円
第三項症	三、五三一、三〇〇円
第四項症	二、九一九、三〇〇円
第五項症	一、三一四、〇〇〇円
第一項症	一、八八一、九〇〇円

第六項症 一、五一五、〇〇〇円

第一款症 一、三八六、三〇〇円

第二款症 一、二六一、八〇〇円

第三款症 一、〇一四、五〇〇円

第四款症 八一九、八〇〇円

第五款症 七二一、一〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	四、五〇四、七〇〇円
第二款症	三、七三七、八〇〇円
第三款症	三、二〇五、七〇〇円
第四款症	一、六三三、八〇〇円
第五款症	一、一一三、一〇〇円

第二十六条第一項中「百八十七万八千九百円」を「百八十九万二千六百円」に改める。

第二十七条第一項中「百八十七万八千九百円」

を「百八十九万二千六百円」に、「百四十九万九

百円」を「百五十万九千六百円」に改め、同条第三

項の表中「四六六、五五〇円」を「四六九、九一

〇円」に、「三七一、一五〇円」を「三七三、八一

〇円」に、「五六、六五〇円」を「五八、五一

〇円」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一

部改正)

第二条 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法

附則第十七項中「法律第二十一号」を「昭和五十一年法律第二十一号」に改める。

附則第二十一項中「法律第二十九号」を「昭和五十四年法律第二十九号」に改める。

附則第二十八項中「法律第二十九号」を「昭和五十一年法律第二十一号」に、「法律第二十九号」を「昭和五十四年法律第二十九号」に改めることとする。

附則第二十九項中「法律第七十三号」を「昭和五十九年法律第七十三号」に、「法律第五十

三号」を「昭和六十一年法律第五十三号」に、「法律第七十三号」を「昭和五十九年法律第七十三号」に改める。

附則第二十項及び第三十四項中「法律第二十一号」を「昭和五十一年法律第二十一号」に、「法律第二十九号」を「昭和五十四年法律第二十九号」に改める。

附則第二十九項中「法律第二十一号」を「昭和五十五年法律第二十一号」に、「法律第五十三号」を「昭和六十一年法律第五十三号」に、「法律第五十三号」を「昭和六十二年法律第五十三号」に、「法律第五十五号」を「平成三年法律第五十五号」に改める。

附則第三十五項中「法律第七十三号」を「昭和五十九年法律第七十三号」に、「法律第五十三号」を「昭和六十一年法律第五十三号」に、「法律第五十五号」を「平成三年法律第五十五号」に改める。

附則第三十六項中「法律第二十一号」を「昭和五十五年法律第二十一号」に、「法律第二十九号」を「昭和五十四年法律第二十九号」に、「法律第五十五号」を「平成三年法律第五十五号」に改める。

附則第三十七項を附則第四十一項とし、附則

第三十八項の次に次の五項を加える。

37 平成三年四月一日から平成五年三月三十日までの間に死亡した戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第号)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定す

る戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」に改めた者とみなす)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等となる者を含む)の妻(婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす)。

38 昭和五十八年四月一日から平成五年三月三十日までの間に死亡した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む)の妻(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得得

した者(昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第一項各号のいずれかに該当する者を除く)に限る)であつたことにより、平成八年十月一日において第三条第一項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

39

昭和六十一年十月一日から平成五年三月三十日までの間に死した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第三項の規定により平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る)であつたことにより、平成八年十月一日において第三条第一項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

40

昭和六十一年十月一日から平成五年三月三十日までの間に死した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項及び第一項の

特別給付金を受ける権利を取得した者に限る)があつたことにより、平成八年十月一日において第三条第一項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

41

昭和六十一年十月一日から平成五年三月三十日までの間に死した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたな

らば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第四項の規定により平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る)であつたことにより、平成八年十月一日において第三条第一項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第四項の規定により平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る)があつたことにより、平成八年十月一日において第三条第一項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

3 法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三年四月一日」を「平成五年四月一日」に、「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「平成三年四月一日」を「平成五年四月一日」に改め、同項第一号中「平成三年四月一日以後同年十月一日前」を「平成五年四月一日以後平成八年十月一日前」に改め、同項第三号及び第四号中「平成三年十月一日」を「平成八年十月一日」に改める。

第四条第一項中「十五万円」を「三十万円」に、「七万五千円」を「十五万円」に、「五年」を「十年」に改める。

附則第一項中「平成三年十月一日」を「平成八年十月一日」に改める。

官報(号外)

法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

2 第三条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」といふ。)第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成三年法律第五十五号。以下「平成三年法律第五十五号」という。)附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成八年十月一日において、新法第二条各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻

第三条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第一条 第三条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例に

(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあったと認められる者を除く。以下この条において同じ。)であって、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、旧法第三条第一項の特別給付金(以下「平成三年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者に限る。

4 平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一条に

規定する戦傷病者等(同条中「昭和十一年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかるらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金(以下「昭和五十二年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者を除く。)に限る。

5 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号。以下「昭和五十九年法律第七十三号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかるらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、昭和六十年法律第六十一号附則第三条第四項の規定により

金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成二年法律第五十五号に

よる改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、昭和六十一年法律第六十一号附則第三条第三項の規定により昭和

等の妻であったことにより、昭和六十一年法律第六十一号附則第三条第三項の規定により昭和

に限る。

6 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年法律第二十九号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条に規定する戦傷病者等と

ものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成八年十月一日において、増加恩給等のうち一時金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち

一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかるらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつたことにより、昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金(以下「昭和五十二年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者を除く。)に限る。

7 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号。以下「昭和五十一年法律第二十二号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支

給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中

「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条に規定する戦傷病者等と

ものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成八年十月一日において、増加恩

給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたこ

とがある当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者が(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかるらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつたことにより、昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金(以下「昭和五十二年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者を除く。)に限る。

8 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第二十二号。以下「昭和五十五年法律第二十二号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支

給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中

「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条に規定する戦傷病者等と

ものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成八年十月一日において、増加恩

給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたこ

とがある当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者が(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかるらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつたことにより、昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金(以下「昭和五十二年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者を除く。)に限る。

9 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第二十二号。以下「昭和五十六年法律第二十二号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支

給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中

「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条に規定する戦傷病者等と

ものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成八年十月一日において、増加恩

給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたこ

とがある当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者が(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかるらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつたことにより、昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金(以下「昭和五十二年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者を除く。)に限る。

8 第三項から前項までの規定により新法第三条

第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者は支給する同項の特別給付金の額は、新法第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に定める額

(第三項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額)とする。

一 第三項から第六項までの規定により支給する特別給付金 六十万円

二 前項の規定により支給する特別給付金 九十万円

(特別給付金の支給の特例)

第三条 新法第一条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者(昭和五十一年法律第二十二号附則第六条の規定により昭和五十一年継続特別給付金を受ける権利を取得した者、昭和六十一年法律第五十三号附則第四条の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者及び平成二年法律第五十五号附則第三条の規定により平成三年特別給付金を受ける権利を得た者を除く。)には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

第四条 平成五年三月三十一日以前に死した平

成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者

等の妻に対する特別給付金支給法第一條に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)又は旧法第一條に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとし

たならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められ

れる者を含むものとし、昭和六十一年特別給付

金を受ける権利を取得した者(昭和六十一年法

律第五十三号附則第三条第一項各号のいずれか

に該当する者を除く。)及び平成三年特別給付金

を受ける権利を取得した者に限る。)であった者

であって、平成八年十月一日において日本の國

籍を有しているものには、新法第三条第一項の

規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する

特別給付金支給法第一條に規定する戦傷病者等

の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻

関係と同様の事情にあったと認められる者を含

むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附

則第三条の規定により昭和六十一年特別給付

金を受ける権利を取得した者に限る。)であつた

者は、「附則第三十九項」と読み替えるものとす

る。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項

の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別

給付金は、支給しない。

一 第二条の規定による改正後の戦没者等の妻

に対する特別給付金支給法附則第三十七項又

は第三十八項に規定する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚(離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後平成八年十月一日前に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

3 昭和六十一年十月一日から平成五年三月三十日までの間に死した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一條に規定する戦傷病者等(同条中「昭和六年九月十八日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第四項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者並びに昭和五十一年特別給付金及び昭和五十一年継続特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつた者であつて、平成八年十月一日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第三項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつた者であつて、平成八年十月一日において日本

の国籍を有しているものには、新法第三条第一

項の特別給付金を支給する。

4 第一項ただし書及び第一項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「附則第三十七項又は第三十八項」とある

のは、「附則第三十九項」と読み替えるものとす

る。

5 昭和六十一年十月一日から平成五年三月三十日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一條に規定する戦傷病者等(同条中「昭和六年九月十八日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第四項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者並びに昭和五十一年特別給付金及び昭和五十一年継続特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻

関係と同様の事情にあったと認められる者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつた者であつて、平成八年十月一日において日本

の国籍を有しているものには、新法第三条第一

等の妻に対する特別給付金支給法第一條に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとし、昭和十二年七月七日とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとし

たならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる者を除く。)をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

三 当該戦傷病者等の死亡後平成八年十月一日前に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

子となつた者

4 第一項ただし書及び第一項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「附則第三十七項又は第三十八項」とある

のは、「附則第三十九項」と読み替えるものとす

る。

5 昭和六十一年十月一日から平成五年三月三十日までの間に死亡した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一條に規定する戦傷病者等(同条中「昭和六年九月十八日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第四項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者並びに昭和五十一年特別給付金及び昭和五十一年継続特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻

関係と同様の事情にあったと認められる者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつた者であつて、平成八年十月一日において日本

の国籍を有しているものには、新法第三条第一

項の特別給付金を支給する。

6 第一項ただし書及び第一項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「附則第三十七項又は第三十八項」とある

のは、「附則第三十九項」と読み替えるものとす

る。

のは、「附則第四十項又は第四十一項」と読み替えるものとする。

7 第一項、第二項又は第五項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「三十万円」戦傷病者等で恩給別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円」とあるのは「五万円」と、「十年以内」とあるのは「五年以内」とする。

二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円」とあるのは「五万円」と、「十年以内」とあるのは「五年以内」とする。

審査報告書

らい予防法の廃止に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年三月二十六日

厚生委員長 今井 澄

要領書

参議院議長 斎藤 十朗殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、ハンセン病に関する医学的知見及び治療方法の確立等を踏まえ、らい予防法を廃止するとともに、国立ハンセン病療養所に入所している者に対する医療及び福祉の措置等を引き続き講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行に要する経費(国立ハンセン病療養

所運営費等)として、平成八年度一般会計予算(厚生省所管)に約四百十億円が計上されている。

附帯決議

ハンセン病は発病力が弱く、又発病しても、適切な治療により、治癒する病気となっているのにもかかわらず、「らい予防法」の見直しが遅れ、放置されてきたこと等により、長年にわたりハンセン病患者・家族の方々の尊厳を傷つけ、多くの痛みと苦しみを与えてきたことについて、本案の議決に際し、深く遺憾の意を表するところである。

政府は、本法施行に当たり、深い反省と陳謝の念に立って、次の事項について、特段の配慮をもって適切な措置を講ずるべきである。

一、ハンセン病療養所入所者の高齢化、後遺障害等の実態を踏まえ、療養生活の安定を図るためにわたり継続していくとともに、入所者に対するその他の医療・福祉等処遇の確保についても万全を期すこと。

二、ハンセン病療養所から退所することを希望する者については、社会復帰が円滑に行われ、今后の社会生活に不安がないよう、その支援策の充実を図ること。

三、通院・在宅治療のための医療体制を早急に整備するとともに、診断・治療指針の作成等ハンセン病治療に関する専門知識の普及を図ること。

四、一般市民に対し、また学校教育の中でハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に努め、さらに一層の努力をすること。

右決議する。

らい予防法の廃止に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年三月二十六日

参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 土井たか子

らい予防法の廃止に関する法律案

らい予防法の廃止に関する法律

第一条 らい予防法(昭和二十八年法律第二百十四号)は、廃止する。

(国立ハンセン病療養所における療養)

第二条 国は、国立ハンセン病療養所(前条の規定による廃止前のらい予防法(以下「旧法」という。)第十二条の規定により国が設置したらしい療養所をいう。以下同じ。)において、この法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所している者であつて、引き続き入所するもの(第四条において「入所者」という。)に対して、必要な

(国立ハンセン病療養所への再入所)

第三条 国立ハンセン病療養所の長は、この法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所していた者であつてこの法律の施行後に国立ハンセン病療養所を退所したもの又はこの法律の施行前に国立ハンセン病療養所に入所していた者であつてこの法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所していないものが、必要な療養を受けるため、国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、前項の規定により入所した者(次条において「再入所者」という。)に対して、必要な療養を行ふものとする。

(福利増進)

第四条 国は、入所者及び再入所者(以下「入所者等」という。)の教養を高め、その福利を増進するように努めるものとする。

(社会復帰の支援)

第五条 国は、入所者等に対して、その社会復帰に資するためには必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることができる。

(親族の援護)

第六条 都道府県知事は、入所者等の親族(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のうち、当該入所者が入所しなかつたならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を

共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるとときは、これらの者に対し、この法律の定め

扶助を行なうことができる。ただし、これらの者が他の法律(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)を除く。)に定める

扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

2 援護は、金銭を給付することによって行なうものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を給付することによって行なうことができる。

3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

4 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の支弁)

第七条 都道府県は、前条の規定による援護による費用を支弁しなければならない。

(費用の徴収)

第八条 都道府県知事は、第六条の規定による援護を行なった場合において、その援護を受けた者に対して、民法(明治二十九年法律第八十九号)

の規定により扶養の義務を履行しなければならない者(入所者等を除く。)があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

第九条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の規定により扶養の義務を履行しなければならない者(入所者等を除く。)があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

第十条 国庫は、政令で定めるところにより、第七条の規定により都道府県が支弁する費用の全部を負担する。

2 生活保護法第七十七条第一項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(国庫の負担)

第九条 国庫は、政令で定めるところにより、第七条の規定により都道府県が支弁する費用の全部を負担する。

第十条 国庫は、政令で定めるところにより、第七条の規定により都道府県が支弁する費用の全部を負担する。

第十一条 第六条の規定による援護として金品の支給を受けた者は、当該金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

第十二条 第六条の規定による援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないと云ふかわらば、差し押さえることができない。

2 第六条の規定による援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないと云ふかわらば、差し押さえることができない。

3 第六条の規定による援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないと云ふかわらば、差し押さえることができない。

4 第六条の規定による援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないと云ふかわらば、差し押さえることができない。

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行の日前に行われ、又は行われるべきであった旧法第二十一条の規定による援護については、なお從前の例による。

第二条 この法律の施行の日前に行われ、又は行われるべきであつた旧法第二十三条各号に掲げる措置に要する費用についての都道府県の支弁

及び国庫の負担については、なお從前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法第二十六条の規定は、なおその効力を有する。

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のよう改定する。

第六条 第十条第四号中「性病、寄生虫及びらい」を「及び性病」に改める。

第七条 第十条第六号中「又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)」を削る。

第八条 第十一条第一項第一号中「又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)」を削る。

第九条 第十二条第一項第一号中「又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)」を削る。

第十条 第十三条第一項第一号を削り、同項第四号中「虞れを「おそれ」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「且つ」を「かつ」に、「虞れ」を「おそれ」に改め、同号を同項第四号とし、同条号及び第四号に改める。

第十四条第一項第二号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「姦淫されて」を「姦淫されて」に改め、同号を同項第四号とする。

第十五条第一項第二号及び第五号を「前項第三号及び第四号」に改める。

第十六条第一項第一号中「又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)」によるこれに相当する援助」を「その他の援助であつて厚生省令で定めるもの」に改め、同条第三号を次のように改める。

第十七条第一項第一号中「又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)」によるこれに相当する援助」を「その他の援助であつて厚生省令で定めるもの」に改め、同条第三号を次のように改める。

第十八条第一項第一号中「又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)」によるこれに相当する援助」を「その他の援助であつて厚生省令で定めるもの」に改め、同条第三号を次のように改める。

第十九条第一項第一号中「又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)」によるこれに相当する援助」を「その他の援助であつて厚生省令で定めるもの」に改め、同条第三号を次のように改める。

第二十条第一項第一号中「又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)」によるこれに相当する援助」を「その他の援助であつて厚生省令で定めるもの」に改め、同条第三号を次のように改める。

第二十一条第一項第一号中「又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)」によるこれに相当する援助」を「その他の援助であつて厚生省令で定めるもの」に改め、同条第三号を次のように改める。

第二十二条第一項第一号中「又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)」によるこれに相当する援助」を「その他の援助であつて厚生省令で定めるもの」に改め、同条第三号を次のように改める。

第二十三条第一項第一号中「又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)」によるこれに相当する援助」を「その他の援助であつて厚生省令で定めるもの」に改め、同条第三号を次のように改める。

第二十四条第一項第一号中「又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)」によるこれに相当する援助」を「その他の援助であつて厚生省令で定めるもの」に改め、同条第三号を次のように改める。

第二十五条第一項第一号中「又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)」によるこれに相当する援助」を「その他の援助であつて厚生省令で定めるもの」に改め、同条第三号を次のように改める。

第二十六条第一項第一号中「又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)」によるこれに相当する援助」を「その他の援助であつて厚生省令で定めるもの」に改め、同条第三号を次のように改める。

第一百九十号)の一部を次のよう改定する。

第一条第二項中「らい療養所」を「国立ハンセン病療養所」に改める。

第二条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改定する。

第三条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第五条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第六条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第七条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第八条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第九条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第十条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第十一条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第十二条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第十三条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第十四条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第十五条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第十六条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第十七条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第十八条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第十九条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第二十条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第二十一条 地方自治法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

官報(号外)

七号の一部を次のように改正する。

別表第一第七号を次のように改める。

七 削除

(十) 削除
(厚生省設置法の一部改正)

第十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十九号中「らい」を「ハンセン病」に改める。

審査報告書

平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年三月二十六日

厚生委員長 今井 澄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民年金制度等の円滑な運営を図るため、平成八年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法

による年金たる保険給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等並びに国家公務員等共済組合法、地方公務員等

共済組合法 私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付について、物価の変動に応じた額の改定の措置を講じることとするものであり、妥当な措置と認める。

本法施行に要する経費として、平成八年度における約三百七十三億円が見込まれる。

一、費用

平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年三月二十六日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 竹藤 十朗殿

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の額

平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)にかかわらず、これららの規定による平成六年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する平成十年の年平均の物価指數の比率を基準とする改定は、行わない。

国民年金法(昭和二十四年法律第百四十一号)による年金たる給付(付加年金を除く。)の額	国民年金法第十六条の二
昭和六十年国民年金改正法附則第三十四号。以下「昭和六十年国民年金改正法」という。附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額	昭和六十年国民年金改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二
厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)による年金たる保険給付の額	厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十年国民年金改正法附則第七十八条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条
厚生年金保険法(昭和二十四年法律第百五十五号)による年金たる保険給付の額	厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金改正法附則第七十七条第四項において準用する厚生年金保険法第三十四条	昭和六十年国民年金改正法附則第七十七条第四項において準用する厚生年金保険法第三十四条
児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の額	児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の一
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
昭和六十年国民年金改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額	昭和六十年国民年金改正法附則第七十七条第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二
国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)による年金である給付の額	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
国家公務員等共済組合法第七十二条の二	国家公務員等共済組合法第七十二条の二

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による年金である給付の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年地方公務員共済改正法附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額	昭和六十年地方公務員共済改正法附則第九十五条第一項
私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の額	私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の額	私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の額
私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)附則第四十五条第一項に規定する年金(大正十五年四月一日以後に生まれた者が受けける権利を有する通算退職年金を除く。)の額	農林漁業団体職員共済組合法第九十九号による年金である給付の額	私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)附則第四十五条第一項に規定する年金(大正十五年四月一日以後に生まれた者が受けける権利を有する通算退職年金を除く。)の額
農林漁業団体職員共済組合法第九十九号による年金である給付の額	農林漁業団体職員共済組合法第十九条の二	農林漁業団体職員共済組合法第十九条の二
農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)附則第四十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額	昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法附則第四十五条第一項及び第二項	昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法附則第四十五条第一項及び第二項
附 則	平成八年三月二十六日	平成八年三月二十六日
この法律は、平成八年四月一日から施行する。	通信委員長 及川 一夫	通信委員長 及川 一夫
審査報告書	要領書	要領書
放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件	放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件	放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。た。よって要領書を添えて報告する。	右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。	右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。
一、委員会の決定の理由	一、放送文化に関する半世紀にわたる研究成果を十分に活用し、また、ハイビジョンを含むデジタル放送等の新たな放送技術の開発により、マルチメディア時代にふさわしい放送サービスの実現に向けて積極的に取り組むこと。	一、放送の国際化に対応し、国際間の相互理解と文化交流の一層の促進を図るために、映像を含む国際放送を拡充するとともに、十分な交付金を確保すること。
要領書	附帯決議	附帯決議
政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。	政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。	政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。
一、放送に携わる者がその倫理を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律の確保に一層努めるとともに、放送に対する国民の信頼と期待に応える豊かな放送文化を創造すること。	一、放送に携わる者がその倫理を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律の確保に一層努めるとともに、放送に対する国民の信頼と期待に応える豊かな放送文化を創造すること。	一、放送に携わる者がその倫理を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律の確保に一層努めるとともに、放送に対する国民の信頼と期待に応える豊かな放送文化を創造すること。
一、協会は、その財政が厳しい状況にあることを深く認識し、財政健全化のため業務全般にわたり抜本的な見直しを行い、計画的な効率化を推進し、現行受信料の維持に努めることとともに、視聴者の理解と協力が得られるよう、関連団体を含む協会全体の経営内容を積極的に開示すること。	一、協会は、衛星放送の普及を図り、受信契約の締結と確実な収納を行うとともに、メディアの特性を生かした放送に努めること。	一、障害者向け放送を広く普及するため、字幕放送等に係る制度の検討、助成制度の拡充など、情報通信を通じた福祉の増進に資する総合的な施策を展開すること。
参議院議長 斎藤 十郎殿	参議院議長 斎藤 十郎殿	参議院議長 斎藤 十郎殿
衆議院議長 土井たか子	衆議院議長 土井たか子	衆議院議長 土井たか子

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成8年度収支予算、事業計画及び資金計
画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成8年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成8年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成8年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書とのおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

4 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

5 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

6 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

7 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

8 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

9 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

10 年以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減することとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

11 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減することとする。

12 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

13 第3条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

14 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

15 第4条 本予算中、資本支出において給与の改定を行うときは、同一計画事項の支出に充てることとするため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

16 第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てることとする。

17 第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

18 第7条 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

19 第8条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

20 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経

て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

21 第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を借入金の減額、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

22 第9条 本予算中、資本収入において予定する長期借入金は放送債券に替えることができる。

23 第10条 國際放送及び選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

24 第11条 業務に關連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

別表第1

(一般勘定)
(事業収支)

平成8年度収支予算書

(単位 千円)

事業支出	項目	金額
事業収入	受取料	582,832,417
	付金収入	567,341,209
	次務収入	1,916,388
	収入	6,068,000
	別収入	6,540,820
	支入	500,000
	支入	466,000
		587,654,150
事業支出	内訳	金額
放送収納費	送信料	235,151,397
対報費	受取料	6,445,686
研究費	内訳	56,309,360
人事費	支入	1,981,359
研究費	支入	2,945,431
人事費	支入	7,954,449
研究費	支入	147,444,367
人事費	支入	48,930,745
研究費	支入	13,960,843
人事費	支入	51,415,000
研究費	支入	10,538,513
人事費	支入	1,577,000

事業収支差金	予 備 費	3,000,000
(資本収支)		

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		84,902,733
前期繰越金受入れ		13,662,733
前減価償却資金受入れ		51,415,000
資産入られ		2,437,000
放送債券償還積立資産戻入れ		3,020,000
長期借入金		14,368,000
資本支出		80,081,000
建 設		65,700,000
費用		2,520,000
放送債券償還積立資産織入れ		3,616,000
放送債券償還積立		3,020,000
長期借入金返還金		5,225,000
資本収支差金		4,821,733

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、5,823億6,641万7千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、5,860億7,715万円であり、経常収支差金は、△37億1,073万3千円である。

前期繰越金入り36億6,273万3千円については、前年度以前から財政安定のために使用を繰り延べてきた繰越金合計46億71万4千円の一部をもって充て、48億2,173万3千円を事業収支差金の補てんのために使用し、88億4,100万円を債務償還のために使用する。なお、残りの327億3,888万1千円を翌年度以降に繰り延べる。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

事業収支差金	財務費	11,000
		60,000

定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別・支払区分

契約種別

カラーコラム	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラーテレビジョン放送受信契約
普通契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラーテレビジョン放送受信契約
衛星カラーコラム	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラーテレビジョン放送受信契約
衛星普通契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他の営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

支払区分

訪問集金

協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払

協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払

協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第3 受信料額

款	項	金額
事業収入		384,000
受託業務等収入		384,000
事業支出		324,000
受託業務等費		313,000

別表第4 受信料額(沖縄県)	口 總 継 座 振 込	支 払 区 分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
契 約 種 別	訪 問 集 金	1,220円	6,980円	13,600円	13,600円
カ ラ ー 契 約	口 總 継 座 振 込	1,170円	6,690円	13,080円	13,080円
普 通 契 約	訪 問 集 金	740円	4,280円	8,340円	8,340円
衛 星 カ ラ ー 契 約	口 總 継 座 振 込	690円	3,990円	7,770円	7,770円
衛 星 普 通 契 約	訪 問 集 金	2,160円	12,320円	24,010円	24,010円
	口 總 継 座 振 込	2,110円	12,030円	23,440円	23,440円
	訪 問 集 金	1,680円	9,620円	18,750円	18,750円
	口 總 継 座 振 込	1,630円	9,330円	18,180円	18,180円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
衛 星 カ ラ ー 契 約	衛 星 普 通 契 約	特別契約
50件未満	200円	
50件以上100件未満	280円	
100件以上	300円	90円

ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 団体一括支払における割引額

契 約 種 別	割 引 額
衛 星 普 通 契 約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額 250円

平成8年度事業計画

1. 計画概説

平成8年度における日本放送協会の事業運営にあたっては、公正な報道と多様で質の高い放送番組の提供に努めるとともに、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、緊急報道体制の充実及び非常災害対策の強化を図る。また、ハイビジョン放送の普及促進及びデジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発などに積極的に取り組むこととする。

あわせて、協会財政が厳しい状況にあることを認識し、経営財源確保のため、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めるとともに、経営全般にわたり一層効率的な業務運営を推進し、視聴者に信頼され、かつ、創造性と活力にあふれた公共放送を実現していく。

(1) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、衛星放送の維持に必要な設備及び老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新整備等を行う。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、番組の充実刷新を図り、公共放送の使命に従事し、公正な報道及び先見性と創造性のある多様で質の高い放送番組の提供に努める。

また、第26回オリンピック・アトランタ大会の放送番組を特別編成する。

(3) 國際間の相互理解と國際交流に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を確実に伝えるため、音声による國際放送の受信改善に努めるとともに、委託協会國際放送業務(以下「映像による國際放送」という。)を拡充する。

(4) 受信料負担の公平を期すため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。

(6) 調査研究については、新しい技術の研究開発をはじめ、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を積極的に推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が國の放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 衛星放送の継続確保のため、次期放送衛星を調達する法人に対して出資を行う。また、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

(9) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

2 建設計画

建設計画については、新放送施設の整備に186億5,000万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に119億4,000万円、演奏所の整備に41億5,000万円、放送番組設備の整備に261億2,200万円、研究設備の整備等に98億3,800万円、総額57億円をもって実施する。

(1) 新放送施設整備計画

次期放送衛星のための地上設備の整備を行うなど衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期すとともに、ハイビジョン放送の拡充に伴う設備の整備を行う。

(2) テレビジョン放送網整備計画

外国電波混信等による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、県域放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

(3) ラジオ放送網整備計画

受信の改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設するほか、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。

(4) 演奏所整備計画

放送会館については、長野放送会館の建設を継続し、大分放送会館の建設に着手するとともに、大阪放送会館の建設のための諸準備を取り進める。また、老朽の著しい放送会館を整備するための調査等を行う。

(5) 放送番組設備整備計画

緊急報道体制の充実及び非常災害対策の強化並びに地域放送の充実を図るため、ニュース・番組の制作送出設備の整備を行う。

また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。

(6) 研究施設・一般施設整備計画

放送技術研究所の建設のための諸準備を取り進めるとともに、新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行う。また、宿舎等の整備を行う。

これらに要する経費は、65億8,400万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、32億5,400万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア テレビジョン放送については、総合放送は、広く一般を対象とした総合的な放送として、緊急報道への迅速な対応と生活時間の多様化への対応のため、放送時間を拡大して、1日21時間を基本としつつ、週末は24時間とするなど、弾力的な放送時間とする。番組内容については、聴取者の判断のよりどころとなる公正で的確な情報を伝えるとともに、生活感覚を重視した親しまれるニュース・情報番組を目指して刷新・強化を図る。あわせて、夜間を中心て視聴者の共感を得る教育・娛樂番組を積極的に開発するとともに、充足感のある大型企画番組を積極的に編成する。

教育放送は、1日18時間を基本とした放送時間とし、学校放送番組を含む幅広い文化・生涯学習番組を中心とした編成を行い、心の豊かさをはぐくむ番組、知的欲求にこだえる番組、幼児・子供向け番組及び福祉番組等を充実する。

衛星放送については、第1テレビジョンは、1日24時間の放送時間とし、国際情報と国内情報本报讯を機動的に伝える番組や内外のスポーツ番組を中心とした編成を行う。第2テレビジョンは、技術実験時間を除き1日23時間20分の放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある番組を積極的に開発するなど文化・娯楽番組を中心とした編成を行う。

ハイビジョン放送については、放送時間を拡大して、1日7時間を基本としつつ、水曜日は18時間、土曜日及び日曜日は各8時間とし、ハイビジョンの特性を生かした番組を積極的に開発するなど、一層の普及と定着を図る。

ラジオ放送については、第1放送は、1日24時間を基本とした弾力的な放送時間とし、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、緊急時に備えた機動力やネットワークを充実させるとともに、ニュース・生活情報を中心に多様な情報を提供する。第2放送は、1日18時間30分の放送時間とし、語学を中心とした講座番組や多様な教養番組等の生涯学習番組を提供するとともに、在日外国人向けの番組を編成する。また、FM放送は、1日19時間を基本とした弾力的な放送時間とし、高音質の特性を生かして、クラシック音楽を中心とした多様な音楽番組を提供する。

地域から全国への情報発信を一層拡充するとともに、地域放送については、それぞれの地域に応じたきめ細かな情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実を努めることとし、総合放送時間により、地域情報番組を提供する。

テレビジョン音声多重放送については、テレビジョン放送の一環の番組について、ステレオ放送、2か国語放送及び解説放送を行う。特に解説放送においては、聴力障害者向けの放送を行う。

テレビジョン文字多重放送については、ニュース、地域情報及び番組ガイド等の各種情報を提供するとともに、聴力障害者向けの字幕番組の拡充を行う。

FM文字多重放送については、ニュース、気象情報等を提供する。

海外への番組提供については、日本から世界に向けた映像情報の発信が少ない現状を改善

し、あわせて海外在留の日本人に対して情報を提供することを目的として、日本やアジアの情報

報を世界に向けて積極的に提供する。放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これらに要する経費は、番組制作に1,684億2,098万6千円、番組の編成企画等に115億6,472万6千円で、総額1,799億8,571万2千円である。

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これらに要する経費は、551億6,568万5千円である。

以上により、国内放送費総額は、2,351億5,139万7千円となり、前年度2,270億1,334万6千円に対して、81億3,805万1千円の増額となる。

(2) 國際放送

日本の実情を迅速かつ的確に諸外国へ伝え、国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、音声による国際放送及び映像による国際放送を拡充する。

音声による国際放送については、1日65時間の放送時間とし、受信改善を図るため、海外中継を拡充とともに、ニュース・情報番組の充実を図る。

映像による国際放送については、放送時間を拡大して、北米向けに1日5時間30分程度、欧洲向けに1日3時間40分程度の放送時間とし、ニュース・情報番組及び日本各地の文化や生活を紹介する番組等を拡充する。

このため、総額64億4,568万6千円となり、前年度63億6,107万4千円に対して、8,461万2千円の増額となる。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周徹底を図るとともに、効果的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、総額563億936万円となり、前年度547億324万6千円に対して、16億611万4千円の増額となる。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星放送及びハイビジョン放送受信の積極的な普及活動に努めるが、阪神・淡路大震災の被災地域における受信対策の縮小等により、総額19億8,135万9千円となり、前年度20億3,391万円に対して、5,265万1千円の減額となる。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。

このため、総額29億4,543万1千円となり、前年度28億6,394万5千円に対して、8,208万6千円の増額となる。

6) 調査研究				
調査研究については、放送の発展を図るため、番組面において、全国県民意識調査や番組視聴状況調査を実施するなど視聴者の意向の的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に資する調査研究を行う。技術面においては、ハイビジョン壁掛けテレビの開発やデジタル放送の実現に向けた伝送技術等の研究開発を推進するほか、放送技術発展のための基礎研究等を行う。				
このため、総額79億5,444万9千円となり、前年度78億9,945万3千円に対して、5,499万6千円の増額となる。				
7) 給与				
給与については、適正な水準の維持を図る。				
これに要する経費は、総額1,474億4,436万7千円である。				
8) 退職手当及び福利厚生				
退職手当及び福利厚生については、退職者の増等により、総額489億3,074万5千円となり、前年度461億2,091万4千円に対して、28億983万1千円の増額となる。				
9) 一般管理				
一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、諸税公課の増等により、総額139億6,084万3千円となり、前年度138億1,971万7千円に対して、1億4,112万6千円の増額となる。				
10) 受託業務等				
受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は3億8,400万円、支出は3億2,400万円である。				
4 受信契約件数				
(1) カラー契約				
ア 有料契約見込件数				
区	分	平成8年度	平成7年度	増減
年 度 初 頭 契 約 件 数		26,352,000	26,729,000	△ 377,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数		2,234,000	2,170,000	64,000
年 度 内 解 約 件 数		2,469,000	2,547,000	△ 78,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	235,000	377,000	142,000
イ 受信料免除見込件数				
区	分	平成8年度	平成7年度	増減
年 度 初 頭 免 除 件 数		830,000	747,000	83,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数		26,000	143,000	△ 117,000
年 度 内 解 約 件 数		17,000	60,000	△ 43,000
年 度 内 増 加 免 除 件 数		9,000	83,000	△ 74,000
6) 調査研究				
調査研究については、放送の発展を図るため、番組面において、全国県民意識調査や番組視聴状況調査を実施するなど視聴者の意向の的確な把握を行う。技術面においては、ハイビジョン壁掛けテレビの開発やデジタル放送の実現に向けた伝送技術等の研究開発を推進するほか、放送技術発展のための基礎研究等を行う。				
このため、総額79億5,444万9千円となり、前年度78億9,945万3千円に対して、5,499万6千円の増額となる。				
7) 給与				
給与については、適正な水準の維持を図る。				
これに要する経費は、総額1,474億4,436万7千円である。				
8) 退職手当及び福利厚生				
退職手当及び福利厚生については、退職者の増等により、総額489億3,074万5千円となり、前年度461億2,091万4千円に対して、28億983万1千円の増額となる。				
9) 一般管理				
一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、諸税公課の増等により、総額139億6,084万3千円となり、前年度138億1,971万7千円に対して、1億4,112万6千円の増額となる。				
10) 受託業務等				
受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は3億8,400万円、支出は3億2,400万円である。				
4 受信契約件数				
(1) カラー契約				
ア 有料契約見込件数				
区	分	平成8年度	平成7年度	増減
年 度 初 頭 契 約 件 数		26,352,000	26,729,000	△ 377,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数		2,234,000	2,170,000	64,000
年 度 内 解 約 件 数		2,469,000	2,547,000	△ 78,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	235,000	377,000	142,000
イ 受信料免除見込件数				
区	分	平成8年度	平成7年度	増減
年 度 初 頭 免 除 件 数		830,000	747,000	83,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数		26,000	143,000	△ 117,000
年 度 内 解 約 件 数		17,000	60,000	△ 43,000
年 度 内 増 加 免 除 件 数		9,000	83,000	△ 74,000

(2) 普通契約
ア 有料契約見込件数

区 分	平成 8 年度	平成 7 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	724,000	827,000	△ 103,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	21,000	36,000	△ 15,000
年 度 内 解 約 件 数	116,000	139,000	△ 23,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 95,000	△ 103,000	8,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成 8 年度	平成 7 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	113,000	143,000	△ 30,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	1,000	2,000	△ 1,000
年 度 内 解 約 件 数	5,000	32,000	△ 27,000
年 度 内 増 加 免 除 件 数	△ 4,000	△ 30,000	26,000

(3) 衛星カラーカー契約
ア 有料契約見込件数

区 分	平成 8 年度	平成 7 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	7,239,000	6,513,000	726,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,160,000	1,109,000	51,000
年 度 内 解 約 件 数	406,000	383,000	23,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	724,000	726,000	28,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成 8 年度	平成 7 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	21,000	15,000	6,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	3,000	8,000	△ 5,000
年 度 内 解 約 件 数	1,000	2,000	△ 1,000
年 度 内 増 加 免 除 件 数	2,000	△ 6,000	4,000

(4) 衛星普通契約
有料契約見込件数

区 分	平成 8 年度	平成 7 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	42,000	39,000	3,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	9,000	△ 9,000
年 度 内 解 約 件 数	5,000	6,000	△ 1,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 5,000	3,000	△ 8,000

(5) 特別契約
有料契約見込件数

区 分	平成 8 年度	平成 7 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	15,000	14,000	1,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,000	1,000	0
年 度 内 解 約 件 数	0	0	0
年 度 内 増 加 契 約 件 数	1,000	1,000	0

(参考1)

有料契約見込総数

区 分	カラーカー契約	普通契約	衛星カラーカー契約	普通契約	衛星契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	26,352,000	724,000	7,239,000	42,000	15,000	34,372,000	
年度内增加契約件数	△ 235,000	△ 95,000	754,000	△ 5,000	1,000	420,000	
年度末契約件数	26,117,000	629,000	7,993,000	37,000	16,000	34,792,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	カラーカー契約	普通契約	衛星カラーカー契約	普通契約	衛星契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	242,000	9,000	29,000	1,000	281,000		
年度内增加契約件数	2,000	△ 1,000	3,000	0	4,000		
年度末契約件数	244,000	8,000	32,000	1,000	285,000		

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数	4,228,000	21,286,000	838,000	26,352,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	9,000 △	132,000 △	112,000 △	235,000	
年 度 末 契 約 件 数	4,237,000	21,154,000	726,000	26,117,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(2) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数	184,000	57,000	1,000	242,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	1,000	0	0	2,000	
年 度 末 契 約 件 数	185,000	58,000	1,000	244,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(3) 衛星カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数	200,000	483,000	41,000	724,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 37,000	△ 53,000	△ 5,000	△ 95,000	
年 度 末 契 約 件 数	163,000	430,000	36,000	629,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数	8,000	32,000	2,000	42,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 2,000	△ 3,000	0	5,000	
年 度 末 契 約 件 数	6,000	29,000	2,000	37,000	

(5) 特別契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数	1,000	4,000	10,000	15,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	1,000	0	1,000	
年 度 末 契 約 件 数	1,000	5,000	10,000	16,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(6) 建設業

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数	8,000	1,000	9,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 1,000	0	1,000	
年 度 末 契 約 件 数	7,000	1,000	8,000	

5 要員計画

区	分	要員数
事 建	業 建	1,000
業 建	運 建	0
運 建	營 建	1,000
營 建	關 建	0
關 建	係 建	1,000
係 建	合 建	0
合 建	計	1,000

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内 55 人の純減を見込んだものである。

平成8年度資金計画

1 資金計画の概要

平成8年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額6,610億6,232万2千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額6,634億7,764万8千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,673億4,120万8千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,634億2,886万2千円を予定する。

長期借入金については、143億6,800万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金5億1,272万7千円、放送債券償還積立資産の戻入れ30億2,000万円、国際放送関係等交付金収入19億1,638万8千円、有価証券の売却578億900万円、受取利息その他の入金200億724万5千円を見込む。

以上により入金額は、総額6,610億6,232万2千円である。

3 出金の部

事業経費5,210億2,363万7千円、建設経費657億円、放送債券の償還30億2,000万円、長期借入金の返還52億2,500万円、出資25億2,000万円、放送債券償還積立資産への繰入れ36億1,600万円、有価証券の購入481億9,100万円、支払利息その他の出金141億8,201万1千円を合わせ出金額は、総額6,634億7,764万8千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	44,565,000	48,870,435	44,407,466	48,305,862	—
2 入 受 信 料	173,661,516	122,787,477	188,464,380	176,148,889	661,062,322
3 長期借入金	167,398,402	108,741,790	183,114,413	104,234,357	563,428,962
4 固定資産売却代金	32,776	81,776	171,396	226,779	512,727
5 放送債券償還積立資産戻入れ	0	0	0	3,020,000	3,020,000
6 有価証券売却	475,713	479,403	481,863	479,409	1,916,388
7 受取利息その他の入金	5,714,635	3,082,508	4,596,708	6,613,344	20,007,245
8 出 事 業 経 費	169,356,141	127,250,446	184,565,984	182,305,077	663,477,648
	126,283,139	108,805,322	140,263,671	145,671,505	521,023,637

日本放送協会平成8年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣意見

放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成8年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成8年2月

郵政大臣

日本放送協会(以下「協会」という。)の平成8年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適切なものと認める。

なお、協会は、厳しい財政の現状を深く認識して事業運営の刷新、効率化を徹底するとともに、放送の国際化及びデジタル化の進展、放送と通信の融合等放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、長期的視点に立って、デジタル化への取組等我が国の放送の発展のために必要な先導的役割を積極的に果していくべきであり、事業計画等の実施に当たっては、特に下記の点に配意すべきである。

記

- 受信契約の締結及び受信料の収納の効率的・効果的な促進と業務の効率化による経費の節減
- 衛星放送に係る収支の一層の明確化・透明化
- 豊かな放送番組の提供と公正な報道を通じた放送番組の充実・向上
- 衛星第2放送における難視聴解消を目的とする放送の十分な確保
- 災害時に備えた報道・取材体制の充実及び保有施設の耐震性の強化
- 視聴覚障害者向けの解説放送、字幕放送等の充実
- マルチメディア時代に向けた統合デジタル放送等の先導的技術開発への取組の強化
- 委託協会国際放送業務の充実等を通じた映像による放送番組の国際交流の積極的推進

官 報 (号 外)

〔参照〕
三月二十六日議長において、左のとおり議席を
指定した。

三月二十六日議長において、左のとおり議席を
変更した。

五四	大野つや子君
五三	水野 誠一君
九九	鈴木 省吾君
一〇〇	世耕 政隆君
一〇一	

一〇二	斎段行 誤
一〇三	四末山田 敏昭君
一〇四	山田 俊昭君 正

第一百三十二回国会參議院會議錄第十六号中正誤

官 報 (号 外)

明治
三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

平成八年二月二十七日 参議院会議録第八号

(第六号の発送は都合により後日となるため、第八号を先に発送しました。)

発行所	〒105
大蔵省印刷局	虎ノ門一丁目二番四号 東京都港区
電話	03 (3587) 4294
定 價	本号一部
配 賦	三田一〇三円
送 料	別料金